

岩手県告示第274号

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第2項の規定により、清水勝広に対し、勝広丸（漁船登録番号 I T 3 - 54650）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

令和6年4月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 期日 令和6年5月10日（金） 午後2時から
- 2 場所 宮古市五月町1番20号 宮古地区合同庁舎1階第1会議室